

※ 第3回京都市総合計画策定検討委員会資料(抜粋)

資料 3

基 本 計 画

(最終案)

令和4年10月

京 都 府

⑤ 人権が尊重される社会

2040年に実現したい姿

【人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会】

- ⑦ 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会が実現しています。

【ユニバーサルデザインが当たり前の社会】

- ⑧ ユニバーサルデザインのまちづくりが進み、誰もが安心・安全で、生き生きと快適に暮らすことができる社会が実現しています。

現状分析・課題

- ⑨ 部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在しており、また、時代の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関連した差別など、人権に関わる新たな課題が顕在化してきています。

人権教育・啓発推進法をはじめ、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法など、いわゆる人権三法（※）を踏まえ、教育現場・地域・職場等での相談体制を整備・充実するとともに、感染症に配慮しながら参加者の利便性の向上を図るため、オンライン上でのイベント開催や研修を積極的に活用し、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組む、人権課題への関心や認知度を向上させる必要があります。

- ⑩ ※人権三法：平成28（2016）年度に施行された人権に関する3つの法律を指す。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28（2016）年6月施行）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年4月施行）

- ⑪ 子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが健やかに暮らし、スムーズに移動できる社会の実現に向け、建築物や道路、鉄道駅などにおいて、通路の拡幅や段差解消などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進める必要があります。また、既存の建築物は、面積や構造上による制限のため、いわゆるバリアフリー法（※）や福祉のまちづくり条例の整備基準への適合が困難な場合も多く見られますが、できる限りあらゆる利用者に配慮する取組が必要です。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18（2006）年12月施行）

4年間の対応方向・具体方策

府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実します。

- 1 府民一人ひとりが人間の尊厳を認識するとともに、互いの人権を尊重し、それぞれの幸福を最大限追求することができるよう、人権教育・啓発の推進、相談体制の充実等を図り、多様性が認められる共生社会を構築します。

- 2 感染症等に対する正確な知識の普及・感染者等への偏見・差別等の防止と、差別やいじめ等にあった方への人権相談窓口の積極的な周知を進めます。

- 3 部落差別やヘイトスピーチ、障害者差別、LGBT等性的少数者の問題など個別の人権課題に対して、憲法週間（5月）、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）での街頭啓発、新聞、ラジオ、テレビ等メディアやスマートフォン、デジタルサイネージを活用した各種啓発、京都ヒューマンフェスタや人権フォーラムの開催、市町村が実施する啓発事業への支援などにより、効果的な啓発を進めます。

4 人権侵害の解決に向けて、法務局・人権擁護委員が行う人権相談と京都府が行う人権問題法律相談等との連携により、相談・救済に係る関係機関の協力関係を強化します。

5 性について、性的指向・性自認など性の多様性や、命と健康の大切さ、ジェンダーの平等、他者への思いやりなどを含む幅広い観点から府民の理解を深めるための啓発を行うとともに、相談体制の確保等に取り組みます。

6 人権問題を身近に感じられるよう、学校、企業・職場、地域、家庭等あらゆる場を通じ、親しみやすいテーマの設定や体験・参加型研修の実施、人権啓発イメージソングの外国語や手話による発信など幅広いきっかけづくり、「人権情報ポータルサイト」を活用した学習機会の提供等地域の実情や様々な場面に応じた取組を進め、人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても多様な教育・啓発を進めます。

7 隣保館において、地元NPO等との連携やSNSの活用などによる、一層利用しやすい相談体制等の整備など、身近な人権施策の拠点としての機能の充実や耐災害性の強化を支援します。

8 インターネット上の人権侵害と考えられる投稿に対し、大学と連携した自動検出システム等によるモニタリングの実施や、法務局及びプロバイダ等への削除要請を、さらに効果的に実施できるよう市町村と連携して取り組みます。

9 公益財団法人世界人権問題研究センターの調査・研究活動を支援し、研究成果を広く内外に発信・還元することにより、人権問題の解決につなげます。

10 教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等、人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、ワークショップ研修やオンライン研修等、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に進めます。